

# 派遣法改正に関する院内学習会

先般、労働政策審議会で「労働者派遣制度の改正について」の建議がまとめられ、労働者派遣法の改正方向が示されました。3月にも法案が作成され通常国会に提出される見込みです。

「建議」は、「登録型派遣は禁止しない」とした上で、これまでの専門26業務区分を廃止し、新たに①個人単位の期間制限(同一派遣先3年上限)、②派遣先事業所単位の期間制限(3年上限)を設けるとしています。しかし、①については、派遣元と無期雇用契約を結んでいる労働者や高齢者を例外とし、②については、(労働者を3年毎に入れ替えて)派遣先従業員代表からの意見聴取を行えば、無限に派遣を継続することを可能としています。

私たちは、これまで20年余にわたり派遣事業の適正な運営と派遣労働者の権利向上をめざす取り組みを行ってきましたが、これでは、ますます派遣先が労働者を使い捨てにするシステムが拡大し、1999年の派遣対象業務原則自由化以上に常用労働者の代替が進むのではないかと懸念をいだかざるをえません。

派遣労働者は、雇用の安定、差別的待遇の禁止や労働条件改善を強く求めています。派遣法改正で何を実現すべきなのか、ともに考えていくために、下記の通り学習会を開催します。

多くの方のご参加をお待ちしています。

## 記

- 日時：2014年2月18日(火) 通行証配布 10:40～(参議院議員会館入口)  
集会開会 11:00 (受付 10:45～)  
終了予定 12:30
- 会場：参議院議員会館地下1階 B104会議室(表示は「派遣法集会」)
- 内容：(1)報告:派遣法の経緯と労政審建議の問題点 中野麻美弁護士  
(2)派遣スタッフの現状 関根秀一郎派遣ユニオン書記長  
(3)派遣労働者からの訴え(4名を予定)  
(4)各界からの発言 労働組合・弁護士・行政など

連絡先: 〒151-0053 東京都渋谷区代々木4-29-4 西新宿ミナビル2F

☎03(5354)6250 FAX.03(5354)6252 担当 関口・関根